

津南町導入促進基本計画

計画期間：令和 7 年 4 月 1 日～
令和 9 年 3 月 31 日

津南町観光地域づくり課

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

津南町の昭和 35 年の国勢調査人口は、20,072 人であったが、平成 27 年は 10,029 人、令和 6 年 3 月末では 8,598 人と減少を続けている。さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では西暦 2040 年の人口は 6,670 人まで減少すると推計されている。

令和 2 年の国勢調査の年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口 (0～14 歳) 9.8%、生産年齢人口 (15～64 歳) 47.6%、老年人口 (65 歳以上) 42.6%となっており、過去の国勢調査と比べ、人口に占める老年人口比率が高くなり、年少人口と生産年齢人口の比率が低くなっている。また、産業別比率は、第 1 次産業 24.7%、第 2 次産業 23.0%、第 3 次産業 52.3%となっている。

当町では建設業、飲食サービス業、宿泊業、小売業などの中小企業が町の経済を支えている。しかし、人口減少や少子高齢化により、町内の中小企業は人手不足や後継者不足に直面しており、労働力の確保が課題となっている。今後より一層、中小企業の経営を支援し、地域経済の活性化に取り組んでいく必要がある。

(2) 目標

津南町では、中小企業等経営強化法 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。

そのための先端設備等導入計画の認定件数は、年 3 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

津南町は、町内の様々な業種の中小企業を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

津南町の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の様々な業種の中小企業の活動を支援する観点から、本計画の対象業種・事業は、全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・申請時点において納付期限の到来した町税に未納がある者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。